

## 狩猟免許及び狩猟免許更新の申請の際 医師の診断書を提出されるみなさまへ

狩猟免許又は狩猟免許の更新を申請される際に、銃の所持許可を受けていない方は、以下のことを証明する医師の診断書の提出が必要となります。

次のいずれにも該当しないことを証明する診断書

- ①統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）及びてんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- ②麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ③自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（このような症状を呈する病気にかかっている者を含む。）

\* 診断書に上記に該当しない旨を記載してください \*

\* 根拠法令 \*

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第40条

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第47条及び第48条第2項

渋川森林事務所	(TEL:0279-22-2763)
西部環境森林事務所	(TEL:027-323-4021)
藤岡森林事務所	(TEL:0274-22-2253)
富岡森林事務所	(TEL:0274-62-1535)
吾妻環境森林事務所	(TEL:0279-75-4611)
利根沼田環境森林事務所	(TEL:0278-22-4481)
桐生森林事務所	(TEL:0277-52-7373)
群馬県自然環境課	(TEL:027-226-2874)